

船舶事故調査報告書

平成22年1月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成20年11月1日 06時10分ごろ	
発生場所	京浜港川崎第1区東扇島26号岸壁 川崎北防波堤灯台から真方位258° 1,450m付近 (概位 北緯35°30.3′ 東経139°45.8′)	
事故調査の経過	平成20年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 第五たちばな、13トン 235-26085神奈川、有限会社京浜海上防災 11.93m(Lr)×4.02m×2.04m、FRP ディーゼル機関、353kW、平成3年4月	
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年6月28日 免許証交付日 平成20年7月23日 (平成26年6月27日まで有効)	
死傷者等	なし	
損傷	本船：右舷船首に破口をともなう擦過傷 岸壁：擦過傷	
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、羽田沖における滑走路建設工事に従事する作業員を乗せる目的で、平成20年11月1日05時30分ごろ京浜港横浜第1区の係留地を出港し、中央防波堤外側埋立地に向かった。</p> <p>船長は、大黒ふ頭の北方を通過して京浜運河に入航し、10～15ノットの速力で、前方にある浮島の煙突を向首目標とし、同運河に沿って手動操舵で東進した。船長は、このとき運河内に通航船舶はいなかったが、ふだんの進路よりも、右側の東扇島に寄った進路で航行した。</p> <p>船長は、京浜運河の東口近くに至ったとき、同業船が左舷前方の大師運河から現れる時間帯だったことから、同業船が見えたら挨拶しようと思い、左舷前方を見ていた。</p> <p>本船は、船長が右舷船首に迫った東扇島岸壁に気付き、機関を操作して減速したが、06時10分ごろ、東扇島26号岸壁に浅い角度で衝突した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 3～4m/s、日出時刻 06時07分 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与	あり

	<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>本船は、京浜運河を東進中、右回頭して東扇島岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、手動操舵で単独操船中、大師運河から出てくるかもしれない同業船のことが気になり、左舷前方に意識を集中していたところ、船長が意図しないまま舵輪が右舵を取った状態となり、右回頭した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、同業船のことが気になり、左舷前方に意識を集中し、向首目標に注意するなど適切な見張りを行っていなかったことから、本船が右回頭をしていることに気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>本船は、ふだんより東扇島に寄った進路で航行していたことから、右回頭したとき、短時間で東扇島岸壁に接近した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、京浜港川崎第1区において、本船が、京浜運河を東進中、適切な見張りを行っていなかったため、東扇島岸壁に向かって回頭していることに気付くのが遅れ、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船が適切な見張りを行っていなかったのは、船長が、同業船のことが気になり、左舷前方に意識を集中していたことによる可能性があると考えられる。</p>	